

社 説

臺灣統治の責任と明にす可し

臺灣統治上の缺點一にして足らざるも最も大なるは責任の歸する所、明ならざるの一事に在り我輩が總督の權限を大にして一切委任するの必要、説くは先づ其責任を明ならしめんが爲めのみ今日の實際に備へたるものには總督なれども其總督は拓殖務大臣の監督を受けるものにして充分の權力あるに非ず而して充分の權力ある大臣は遂に事を見ざるのみなりと云ふ若し其施設にして一點の非難なく善々進行の場合には夫れにても差支はなからんれども實際に事の舉げずして不始末を呈するときは其責任は何人に歸す可きや總督の失策は當人の過にして自から責を引く可きが如くならざるも其處置は拓殖務大臣の監督する所にして全く自由を得ずとあれば必ずしも一人のみを責む可らず然らば總督の事は監督者の責任なりやと云へば大臣は實際の局に當るものに非ず一切の責任を負はしむるは斷なりと云ふ可し左れば何かの失策あるに當り總督は大臣の指揮を受けて行ひたるものにして他を知らずと云ひ大臣は此方より命令したるに相違なければも實際の處置よろしきを得ざりしは當局者の失策に外ならずと云ひ互に推委して責任の歸する所なきが如き始末もあらば如何、或は當局者にして大臣の命令に従はざるか又は其實行を誤るが如きは取りも直さず不始末の證據なれば大臣たるものは其責任を以て直に當人に究むるに於ては容易に行はる可らず今日の實際を見るに總督の地位は一方には大臣の監督に屬するが如くにして又一方には自から獨立の姿なきに非ず斯る次第にして其責任を曖昧にしなからしめて事の實を擧げんとす到底望む可らざる事を望むものと云ふ可し右は職制の上に就て述べたる所なれども目下臺灣の施政甚だばず單に事の進行のみならず不始末を演ずるは實際の事實にして是等や或可らず世間一般に聞ひたる所なれども其責任は果して何人に歸す可きものなるや政府の處置を見れば其曖昧にして我輩の如き殆んど了解に苦しき事を待たず此種總督府の改革を期して民政局長を始め各部長を免職したるは何れ不始末の責を彼等に歸せしめたるものならんや總督も亦民政局長の如きは總督府の属僚に外ならずれば職務上の行為は長官の命令を受けて執行したるものと認めざるを得ず或は其行為に殊更に命令を要したるの事實もあらんには其責任を以て免職するは當然なれども彼の不始末は一二属僚の處置に出でたるものとは是れは然るに總督は依然その職に留まりながら軍に属僚を擧げて改革の實を得たりとするが如き自から責任を知らざるものと云ふ可し或は民政局長等の免職は失策の爲めに非ず本亦不適切の人員なるが故に改革の第一歩として擧げたるものなり、然し局長等は總督の信任以來職を盡し、局長等は總督の信任を如何と爲るに充分の責任を負はしむるが如き不始末に責任を充たらんには、責任は更に何人に歸す可きものなるや

督の更迭頻々なりしに拘はらず属僚は依然舊の體に自から主人たるの姿を成し事情不察内の新當局者は容易に手を下す能はざるが故に斯くは躊躇したるのみ何人をして局に當らしむるも止むを得ざる處にして現任者を責む可らずと云はんか眼前に事の急なる臺灣の局に當りながら属僚の始末に一年間も考へざれば決断する能はずと云ふは漸入たる次第なれども其事は姑く擧ぎ更らに一步を進めて論ずれば總督の更迭は實際頻繁にして現在者の如き或は手を下すの暇なかりしとするも其總督を監督する拓殖務大臣は就任以來嘗て更迭の沙汰を聞かざるに鳴治の始末に就ては果して監督の責任を盡しつゝありたるや如何、其不始末は實際の事實にして民政局長を始めとして各部長を一時に掃したる程の次第なるに監督の大任が今日に至るまで恰も傍觀し去りたるは果して其責任を盡したるものと云ふ可きや否や或は中央の監督者に於ては寧ろ不始末の事實を認めず今回の改革は全く總督一個の考へ出でたるものなりとの辯解もあらんか是れぞ即ち我輩の前に述べたる責任の明ならざるが爲めに互に責を譲るものにして臺灣統治上の一大缺點にみえわれ我輩は敢て其當局の人物に就て云々するものに非ず目下の儘にしては責任の歸する所明白ならずして如何なる人物をして局に當らしむるも到底事の實を擧るの望なきが故に總督の權限を大にして一切の全權を委任すると同時に拓殖務省を廢して統治の責任を一ならしめんことを主張するのみ

布哇特報 第四十一信

八月十二日ホノル、府 特派員 西 師 憲

今回来國を経て島村公使の手に達したる電報に依れば日本政府が大體に於て仲裁に入るものと同意するの方針を取れりといふだけ明かなるも仲裁を請するに就ての條件を初め細目の事は来る十五日頃横濱より入船を待たざれば之を知るに由なし今回の電報に依り取敢へず日本政府が仲裁の申込に同意すべき模様ありと云ふ事布哇政府に通知するに於ては島村公使に於て猶ほ熟考中なりといふ米國の新聞紙に依れば日本政府が仲裁を請するに決したるは七月二十四日の閣議にありといひ其後アーウヰン公使が東京に着したる後提供せし条件等に関して多少の變動ありしや否やは明かならずといへども日本政府が仲裁に委せんとするは特り島民に關係の點に止まらず布哇と日本との間に起りつゝある一切の事件は總て仲裁に委するものならんとの説あり而して米國の責任に關する問題に目下東京に於て米公使バックと日本政府の間に協議せられつゝありと云ふは是れ亦米國の新聞紙に傳ふる所なり蓋し仲裁判決果して日本の勝利に歸するも同時に米政府が布哇を合併して日本の勝利に歸するも同時に米政府が如き事あるは米國の利益に於ては必要の順序なるべし而して米國の責任を明定するは事日本と米國との關係に保つべき事若くは東京に於て協議せらるるは亦當然の次第なるべしといへり

移民の制限

布哇政府の内閣は契約に由らざる日本の移民は總て入陸を許さずとの事を決議し此種島村公使へ通報し來れりといふ移民の問題に關しては目下談判の途に在りて何事も未決の間に擔かるゝの資なるに布哇外務大臣ノーバーは又々例の代言的小刀細工を以て日本移民の制限を定め我が公使に通知するだけの手續を以て事を有効にせんと試むる其無禮は頗る疾むべし聞く我が公使は右の通知を受くるや否や今日に於て突然斯る制限を設けたるの意は何處に在りやとて其精神をノーバーに詰問し又々一種の談判を開きたりといふ

大體の談判

布哇政府より仲裁を申込みたる後我が島村公使より大體の談判に依り更に申送り置きたる談判書に對しては布哇政府も目下仲裁申込中の事として篤に熟考の上回答すべき旨を島村公使まで報じ来りたるよしハッスの逸事 故英國外交官ハッスは日本人上陸拒絶事件の起りし當時重なる英人を會合し事容易ならずとて評議を盡したるものとありしよしなるが會合したる英人の中には布哇政府の暴舉を咎むると同時に日本公使の手落ちを借ひもありて暫らく事の成行を傍觀するものととなりたるよし

京城特報 (八月十八日)

特派員 佐藤 彬

今年 號 額 布 今同年號を先武と欽定したるものと前便既報の如くなるが昨日の官報を以て左の額額を公にせり 國を有らざるを以て左の額額を公にせり 下に信を立つる所以なり必らず隆稱ありて照々久遠を示す此萬世不易の典なり是年を以て先武元年と爲す 宗廟院御祭所の日により八月十六日に於て願 節の大典を舉行す各府郡の諸臣其有責者一切の事宜 痛く前習を除き或は自ら罪戾を遠き後悔あるものと 致す勿れ實心誠意に稱へ共に時難を濟へ此を飲めよ 年 號 改 稱 の 趣 旨 前項の如く年號改稱の事は官報を以て 額 額 布 したるに付一昨日を以て先武元年と爲す 知し自今官文公文等には先武を用ふる事とされり 布 大 佐 の 歸 國 布 大佐の歸國に就ては前便既報せし如くなるが氏は愈 一昨日を以て京城を離れ仁川に向ひたり當日進行し たる者一兵卒二名巡檢二名外に陸軍海軍士 官一名にして同所に據れば其物類甚多其時彼等 別の実働を要其外官内府等に就しては今回益々 國に決せし者の如し 李 世 植 歸 國 李 世 植 の 天下は恩持なり一時旭日神 天の勢力ありし者も忽ち捕縛せられ身囚奴となりて

露 國

仁川港口の月尾に船の出入毎に海軍兵士 船の出入毎に海軍兵士 内に添ふて借地 借入れんとて昨今 由は甚だ曖昧に ざる可きも永 上は勢之に關し 併せざる可から 窮し居れり云 隔にして急上 申込む所あらん 彈藥庫を設くる 京畿裁判所 取扱ひ更らに 扱ふ爲め一裁判 なるが愈々近日 なる可しと云ふ 浦口水税を徴す に廢止せしに此 某の二名にて 某の二名にて 分の一を徴す 寄百出して人民 湖山會社 湖山 成りし者にして する計畫なり株 由なれども其實 都買とは會社に ざる者にして恰 一一部の官吏が たる者なれば其 明なり 牛皮會社 是は 分に引はれ膏の して他人に賣渡 同會社に左右 者の情勢多く 農牛會社 にして春秋二期 じめ牛の死亡又は